

湖西市教育委員会規則第 4 号

湖西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 19 日

湖西市教育委員会教育長

松山 淳



湖西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する
規則

湖西市教育委員会事務局組織規則（平成 25 年湖西市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表教育総務課の項中「施設係」の次に「給食係」を加える。

第 8 条総務係の事務分掌中(12)を削り、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、同条施設係の事務分掌の次に次のように加える。

給食係

- (1) 学校給食センターの維持管理及び運営に関する事。
- (2) 学校給食の運営及び指導に関する事。
- (3) 給食用物資に関する事。
- (4) 学校給食費に関する事。
- (5) 学校給食施設整備に関する事。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。